

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いの変更等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. 大型の実施拠点の検査実施体制の確認等について

無料検査事業は、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるための検査を無料で広く実施する事業であり、各都道府県においては、検査拠点整備に当たり、拠点の地理的分散等にも留意しつつ、事業の適正な実施体制を確保した上で、地域の検査ニーズに対応して事業を実施していただくこととしています。このような制度趣旨に照らし、特定の事業者の経営的判断により、実施体制に見合わない件数の検査が行われたり、特定の地域の団体・個人等に検査が集中することは、適当ではありません。このような事態を避けるため、直近の各都道府県における拠点ごとの実施状況を踏まえ、当面、1週間当たりの検査件数が2,100件を超える拠点（以下「特定大型拠点」という。）に対し、運用状況の確認及び必要に応じた適正化を図っていく方針です。

定着促進事業はこれまで6月末までの実施を、また、一般検査事業は感染拡大の傾向が見られる期間として都道府県が定める期間の実施を予定していましたが、7月1日以降の期間について、これら事業の延長等を行うに当たり（注）、6月第一週（6月6日を含む週）の検査件数に基づく特定大型拠点について、既に提出されている実施計画書を改めてご確認いただき、下記の対応を行うようお願いいたします。また、6月第二週（6月13日を含む週）以降の検査件数に基づいて新たに特定大型拠点とされた拠点についても同様の対応を行うようお願いいたします。

(注) 定着促進事業については、令和4年6月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」において、本年8月末まで延長することを通知。

(1) 都道府県は、特定大型拠点について、当初実施事業者から提出された実施計画書上の実施体制と実際の実施体制に相違がないか確認するとともに、現地調査の結果等を踏まえ、実際の実施体制について実施要領上の違反がある場合は、実施要領第2条第2項に基づく補助金の返還等を含め、適正な実施に向けて必要と認められる是正措置を講じること。

(2) 特定大型拠点について、現地調査の結果等を踏まえ、実施計画書上の「1日あたりの立会い等又は検査の実施回数（見込み）」が検査体制に照らして適切な数となっていないと認められる場合には、実施事業者に対して実施計画書上の実施回数の記載内容を変更するよう求めること。

(3) 特定大型拠点の1日あたりに換算した検査件数が、実施計画書上の「1日あたりの立会い等又は検査の実施回数（見込み）」を大幅に上回る場合については、実施事業者に対して実施計画書の再提出を求めること。都道府県は再提出された実施計画書上の実施回数が検査体制に照らして適切な数となっているか確認するとともに、7月1日以降、再提出された実施計画書の審査が完了するまでの間は、検査件数を当初の実施計画書の実施回数（見込み）の範囲内での実施とすること。

(4) 特定大型拠点とされた拠点については、実施計画に従った事業の実施を定期的に確認するとともに、必要に応じて現地調査を含めた確認を行うこと。

2. 検査促進枠の交付対象経費の改定について

実施事業者が実施する検査等費用のうち1回当たりの検査キット原価については、令和4年3月22日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」において、令和4年7月1日以降、PCR検査等の上限額を引き下げる予定としていたところです。これに基づき、令和4年7月1日以降、1回当たりの検査キット原価は、以下に定める額とします。

- (1回当たりの検査キット原価(PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む))
 - PCR検査等・・・実施事業者の仕入額（上限7,000円（税込））
 - 抗原定性検査・・・実施事業者の仕入額（上限1,500円（税込））

なお、検査等費用については、検査キット原価以外の部分も含め、上記1に記載の制度趣旨や制度導入後の検査実施状況を踏まえ、更なる見直しを行う予定であることを申し添えます。

3. 定着促進事業延長等に伴う検査促進計画の協議について

定着促進事業の延長及び検査キット単価の変更等に伴い、検査促進計画を改めて提出するようお願いします。これに伴い、検査促進計画様式を別紙1のとおり改正いたします。

<関係資料一覧>

別紙1 特措法担当大臣との協議における提出様式（検査促進計画）

別紙2 検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するQ&A（第6版）

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 徳永・武田・岡田・鈴木・高木・奥玉

西村・塚本・服部・鈴木・山根

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・磯貝・中村

反町・上坂

直通 03 (5501) 1752